

Press Release

旭川公共職業安定所発表令和7年1月29日(水)

_扫 旭川公共職業安定所

所 長 小原久幸

事業所第一部門

統括職業指導官 池田 亜希子

電話(0166)51-0176(内線 31#)

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

(令和6年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

旭川公共職業安定所管内の令和6年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法 定		実雇用率			法定雇用率達成割	合
	雇用率	旭川所	北海道	全 国	旭川所	北海道	全 国
	%	%	%	%	%	%	%
民間企業	2. 5	2. 61	2. 64	2. 41	53. 5	49. 5	46. 0
地 お道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局 及び下記以外の市町村 の教育委員会等 都道府県の教育委員会 なび、アボー定の市町村の教	%	% 2. 75	% 2. 69	% 2. 85	% 61. 1	% 61. 3	% 72. 7
型 都道府県の教育委員会 体 及び一定の市町村の教育委員会	70	% —	% 2. 45	% 2. 43	% —	% 50. 0	% 53. 8
独立行政法人等	% 2. 8	% 2. 48	% 2. 59	% 2. 85	% 50. 0	% 69. 2	% 76. 4

◎ 集計結果のポイント

【 民間企業(40.0人以上規模の企業)】(法定雇用率2.5%)

- 集計企業数は**310**社(対前年比18.3%、48 社増加)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は33,693.0人(対前年比5.6%、1782.5人増加)
- 雇用されている障害者の数は879.5人(対前年比△4.1%、38.0人減少)
- 実雇用率は2.61% (対前年比0.27ポイント減少)
- 法定雇用率達成企業の割合は53.5% (対前年比7.2ポイント減少)

【公的機関】(法定雇用率2.8%)

- 2.8%の法定雇用率が適用される機関:
 - ・対象機関数は18機関(前年と同じ)
 - ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は5,270.0人(対前年比1.5%、80.0人増加)
 - ・雇用されている障害者の数は145.0人(対前年比10.3%、13.5人増加)
 - ・実雇用率は2.75%(対前年比0.22ポイント上昇)
 - ・法定雇用率達成機関の割合は61.1%(対前年比5.6ポイント減少)

【独立行政法人等】(法定雇用率2.8%)

- ・対象法人数は2法人(前年と同じ)
- ・雇用率の算定基礎となる対象労働者数は1,453.5人(対前年比△1.3%、19.0人減少)
- ・雇用されている障害者の数は**36.0人**(対前年比△2.7%、1.0人減少)
- ・実雇用率は2.48% (対前年比0.03ポイント減少)
- ・法定雇用率達成機関の割合は50.0%(前年と同じ)

このため、旭川公共職業安定所では

民間企業については

◎雇用されている障害者の数は、前年より 4. 1% (38.0人)減少の 879.5人となりました。また、実雇用率は 2.61% と前年より 0.27 ポイント減少、法定雇用率の達成企業割合は 53.5% と前年より 7.2 ポイント減少しました。

対象企業数310社のうち46.5%にあたる144社が法定雇用率を未達成であるため、今後とも、各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。

◎また、旭川公共職業安定所では、求人の開拓や北海道障害者職業センター、障害者就業・生活 支援センター、福祉施設及び特別支援学校等との連携によるチーム支援の充実、ジョブコーチ 等を活用した職場適応の促進等により、障害者の雇入れの支援にも努めてまいります。

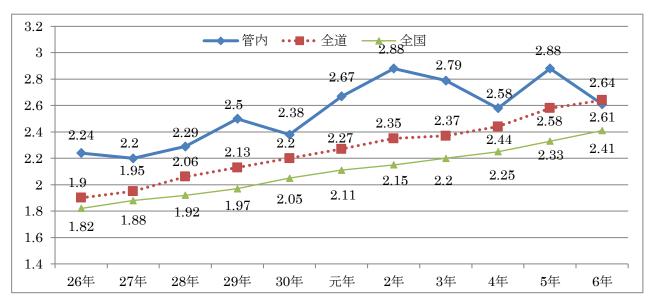
地方公共団体及び独立行政法人等については

◎地方公共団体は7機関が法定雇用率を未達成でした。

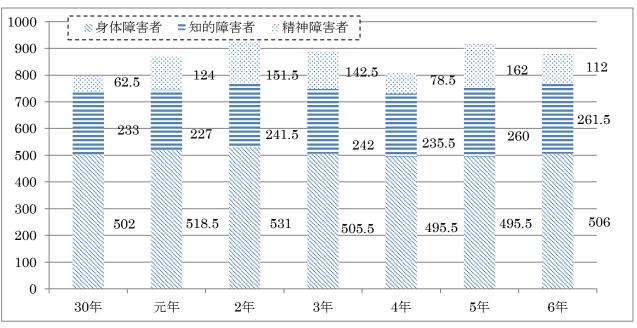
民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力に実施することとしています。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

〇 障害者実雇用率の推移



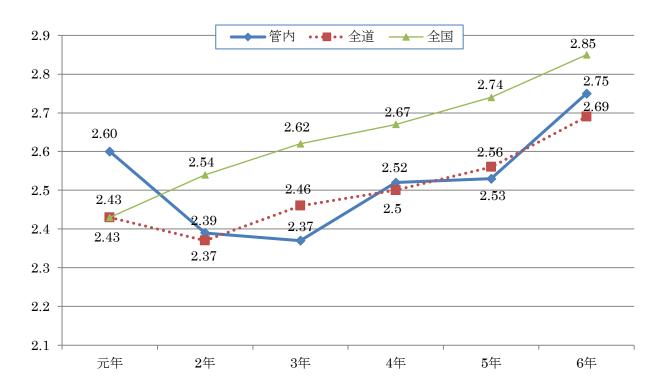
〇 障害種別の雇用障害者数の推移



		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
対象	労働者数	32, 574. 0	32, 037. 5	31896. 5	31, 334. 0	31, 910. 5	33, 693. 0
障害	者全数	869. 5	924. 0	890. 0	809. 5	917. 5	879. 5
	身体障害者	518. 5	531.0	505. 5	495. 5	495. 5	506. 0
	知的障害者	227. 0	241.5	242. 0	235. 5	260. 0	261.5
	精神障害者	124. 0	151. 5	142. 5	78. 5	162. 0	112. 0

地方公共団体における在職状況

〇 法定雇用率2.8%が適用される機関の雇用率の推移



〇 法定雇用率 2.8%が適用される機関の在職状況(障害種別等)

区	分	機関数(機関)	② 対象職員数 (人)	3	障害者の数		④ 実雇用率 (%)	⑤ 法定雇用率 達成	⑥ 達成割合 (%)
,	,,			身体障害者	知的障害者	精神障害者		機関の数 (機関)	
旭川	5年	18	5,190.0	119.0	2.5	10.0	2.53	12	66.7
	6年	18	5,270.0	128.5	3.5	13.0	2.75	11	61.1
北海道	5年	222	79,739.0	1,744.5	54.0	246.0	2.56	157	70.7
北伊坦	6年	222	80,469.5	1,761.0	68.5	334.5	2.69	136	61.3
△ □	5年	2,667	2,053,964.0	42,004.0	2,073.0	12,102.0	2.74	2,106	79.0
全 国	6年	2,700	2,064,209.5	42,841.0	2,260.5	13,789.5	2.85	1,962	72.7

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(**法定雇用率**)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 ……2.5%
- 独立行政法人等 ……2.8%
- 国、地方公共団体 ……2.8%
- 都道府県等の教育委員会 ・・・・・2. 7%
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が 20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者、 知的障害者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については当面の間、その1人をもって1人分として カウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所 定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされ る。

◎ 障害者雇用率達成指導

〇「障害者雇入れ計画」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画(2年間)の作成を命ずることとなっている。

〇「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

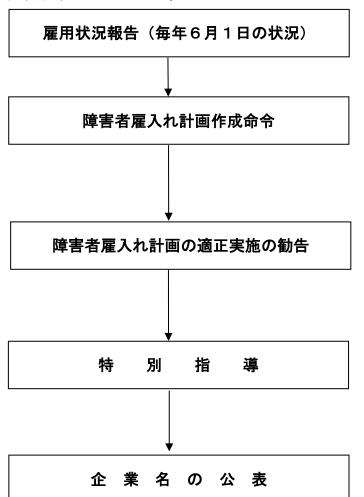
今後の雇入れ(過去3年間の新規労働者雇入れ数 ≥ 不足数)が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満 (令和5年2.33%) かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3~4人(対象労働者数120.0人以上200人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数 10 人以上の企業

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、ハローワークにおいて雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省 が直接指導を実施している。



(障害者雇用促進法第43条第7項)

(同法第46条第1項)

※ 翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出

(同法第46条第6項)

- ※ 計画の実施状況が悪い企業に対し、 適正な実施を勧告 (計画1年目の12月)
- ※ 雇用状況の改善が特に遅れている 企業に対し、公表を前提とした特別指 導を実施。(計画期間終了後に9か月 間)

(同法第47条)

【指導実績】

- 1 令和5年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出(計画始期令和6年1月)
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」(命和6年2月勧告)
 - *特別指導の実施(令和5年4月~12月実施)
- 2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (5年度) (計画始期令和4年1月、令和5年1月)
- 3 企業名の公表実績(全国値)

18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、21年度 7社(うち1社は再公表) 22年度 6社(うち2社は再公表)、23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、 25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0 社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社、令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)

219社(うち、北海道7社)

63社(うち、北海道3社)

33社(うち、北海道5社)

502 社 (うち、北海道 27 社)

事業主の 皆様へ

障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備~採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

STEP1 まずはハローワークへご相談を!

• 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設



- 社員研修(精神・発達障害者しごとサポーター養成講座)の実施
- 障害者雇用を具体的にイメージするための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります

STEP2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- 労働条件や求人募集方法についてのご相談
- 受け入れの体制を整えるための情報提供

STEP3 採用・雇入れ~そして定着へ

- 雇入れ後にご利用いただける各種助成金制度
- 各種支援機関と連携した定着支援 (地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校 などとのケース会議や、ジョブコーチ支援など)

○雇入れのきっかけづくり(トライアル雇用助成金)

<u> 障害者トライアルコース・障害者短</u>時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3~12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度(特定求職者雇用開発助成金)

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

○職場定着に活用できる助成金制度(キャリアアップ助成金)

障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給 要件の詳細については、 お近くのハローワーク・ 労働局へお問い合わせ ください。

◇関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所が あります

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを 減らすための支援や障害に配慮した対 応方法についての助言・援助等を行い ます。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、苫小牧、名寄、岩見沢に設置しております。



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。 この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point 2

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、<u>令和7年4月1日から以下のように変わります。</u>(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業 (信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業・小学校	45%
・幼稚園・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point 4

障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。

(令和6年4月以降)

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。
- ▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金(障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金(助成単価や支給上限額、利用回数の改善等)の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか?

- **41.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和7年4月1日から同年5月15日までの間) 新しい法定雇用率(2.5%)で算定していただくことになります。
 - ② <u>令和8年度分の障害者雇用納付金について</u> (※申告期間:令和9年4月1日から同年5月17日までの間) 令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか?

- **A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。 **回滅**回
 - ▶「障害者雇用のご案内」: https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf

Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか?

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。